9 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年9月1日まで 私は、A社に入社して以来継続して勤務していたが、申立期間の被保険者 記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び在職証明書並びに同社の回答により、申立人は、A社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し(昭和36年9月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和36年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は資料が無いため不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年 金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和36年 8月1日となっていることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日 として届け、その結果、社会保険出張所(当時)は、申立人に係る同年8月の 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付 した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。 中部(愛知)厚生年金 事案8477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

A社からC事業所へ異動になった際の申立期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていないが、継続して勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社及び同社のグループ企業であるC事業所に継続して勤務し(A社からC事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からC事業所に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、昭和50年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年1月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているが、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認 通知書において、申立人の資格喪失日が昭和50年2月28日と記載されている ことから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、 社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(石川)厚生年金 事案8478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万8,000円、申立期間②は22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日

② 平成15年12月9日

年金事務所の記録では、A社から申立期間に支給された賞与の記録は無いが、申立期間の賞与が支給されていたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、当該期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与支給明細書及び申立人から提出された申立期間当時の預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は3万8,000円、申立期間②は22万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、 事業主は、「事務処理の過誤により、申立期間に係る『健康保険厚生年金保険 被保険者賞与支払届』を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与 に係る保険料を納付していない可能性が高い。」と回答していることから、社 会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入 の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体B事業所(現在は、C法人)における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで A団体B事業所から同団体D事業所に転勤したが、継続して同団体に勤務

していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC法人から提出された人事関係資料により、申立人は、A団体に継続して勤務し(昭和43年7月1日に同団体B事業所から同団体D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の昭和43年5月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (愛知) 国民年金 事案 3721

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から平成3年3月まで

私の将来を心配した母親が、母親の姉からアドバイスを受け、私が 20 歳(昭和 59 年*月)になるのと同時に、A社会保険事務所(当時)又はB市 C区役所で、私の国民年金加入手続を行った。加入手続後は、母親が同社会保険事務所や金融機関で国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳(昭和59年*月)になるのと同時に、国民年金加入手続を行ったと主張している。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録並びに申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況及び納付状況によると、申立人の加入手続は、平成3年12月頃に行われたものと推認され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて加入手続が行われ、この加入手続の際に、昭和59年*月*日(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記加入手続時期(平成3年12月頃)において、申立期間のうち、昭和59年1月から平成元年10月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできなかったものと考えられる上、同年11月から3年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、母親は保険料を遡って納付した記憶は明確

ではないことから、母親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 国民年金 事案 3722 (愛知国民年金事案 2978 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私が20歳(昭和36年*月)になった頃に、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は二部の大学生でB市に住んでいたが、私が卒業するまで、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずだとして申立てをしたが、平成23年6月22日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、申立期間の国民年金保険料の納付に関する新たな追加資料を提出するので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、既に死亡しており、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であること、ii)国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載があるものの、同払出簿には、「取下 A市」と記入されていることから、一度、国民年金の加入手続が行われたが、何らかの理由により加入を取りやめたものと推認でき、これ以外に同姓同名と思われる名前は無いこと、iii)オンライン記録及び住民票があった同市においても申立人に係る加入記録が存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できず、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年6月22日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、実家に帰省した時に、母親に国民年金手帳を見せてもらったが、母親の手帳にはシールのようなものが貼られ、申立人の手帳には何も貼られていなかったため、母親に尋ねたところ、申立人が学生だから何も貼ってないと言われたとしている。しかし、この申立人の記憶を踏まえてオンライン記録を見ると、手帳に何か貼付されていたとする母親については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに対し、手帳に何も貼付されていなかったとする申立人の保険料が納付されていた形跡がうかがえないことから、これらに不自然さは見当たらず、申立人の記憶はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時、母親に国民年金手帳の番号をメモするように言われたことを覚えており、自身が所持する日記帳(昭和36年9月記載分の最終ページ)を見たところ、国民年金手帳の番号と思われる数字のメモがあったとして、その写しを提出している。しかし、当該記載されている数字については、A市で取り扱われていた国民年金手帳記号番号ではない上、その他の地域を考慮して確認をしても、その数字に対応する国民年金手帳記号番号で申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、大学卒業後に、父親から申立期間の国民年金保険料を納付した領収書をもらい、その後、領収書は、時期は定かではないが申立人が勤務していた会社に提出し、申立人自身も、会社に提出した領収書を複写して所持していたとしている。しかし、その領収書の複写については、20年ぐらい経過してから申立人が確認した時、既に文字が消えてしまっており、判読、判別できなかったので証拠にならないと思い破棄してしまったとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがい知ることができない。

加えて、申立人は、A市に年金記録関連の確認を依頼し、市長から回答(平成 25 年 12 月 19 日付け)を得たとして書面を提出している。しかし、当該書面によると、当時の記録関連については、日本年金機構に移管しており、同市が国民年金保険料の納付について推測で立証することはできない旨の回答とされている。

このほか、申立人は、申立期間当時の住民票上の住所地はA市であり、B市には住所を異動していないこと、及び両親の経済状況や生い立ちなどに関することを挙げているが、これら内容をもって、申立人に係る申立期間の国民年金保険料が納付されていたとする事情までは見いだせない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の 当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会 の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立 期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 国民年金 事案 3723

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から25年1月までの付加保険料については、納付し ていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

名 : 男 E:

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

所 : 住

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から25年1月まで

私は、会社を退職した平成14年5月に、A市役所で夫婦の国民年金加入 手続を行い、併せて付加保険料を納付する手続を行った。まずは、付加保険 料込みの国民年金保険料1か月分を納付し、残りの分も付加保険料込みで夫 婦二人分(28万8,720円)を納付した。加入手続を行った際には、同市の 女性職員に、付加保険料を納付する手続を行った証明が欲しい旨を伝えたが、 「コンピュータに入っているから大丈夫です。」と何度も言われ、結局、証 拠になる物は何ももらえなかったことを覚えている。後日、付加保険料を納 付する手続をしているか不安になり、同市役所に電話で数回問い合わせたと ころ、手続は行われていると言われたので、夫婦二人分の国民年金保険料は 付加保険料込みで口座から引き落とされていると思っていたが、最近になっ て、夫婦共に付加保険料を納付する手続は行われていないことが分かった。 私は、平成14年5月に付加保険料を納付する手続を行っており、行政が 付加保険料を口座から引き落とすことを忘れていたので、申立期間について

付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の付加保険料を納付するためには、国民年金加入手続 時(平成14年5月)に「国民年金付加保険料納付申出書」を提出する必要が あったところ、申立人は、申立期間の国民年金加入手続後のA市の職員とのや り取りについては明確に記憶しているのに対し、同申出書を記入したかどうか 及び何枚の書類を提出したかについての記憶は明確ではない。

また、A市によると、当時の資料は保存年限が経過しているため無いとして いるものの、仮に申立人が付加保険料納付の申出を行ったのであれば、通常の 事務処理では、加入手続のための「住民異動届(国保・年金異動届)」及び「国民年金付加保険料納付申出書」の2種類の書類を夫婦それぞれ提出(計4枚)してもらい、これらの書類は同市の年金オンラインシステムで一緒に事務処理をしていたとしている。しかし、申立人夫婦については、これら一緒に行われるべき事務処理のうち、「住民異動届(国保・年金異動届)」のみが適切に行われ、「国民年金付加保険料納付申出書」の事務処理が欠落すること、及び夫婦のそれぞれ提出した書類の事務処理が二度にわたり欠落することは可能性が低いものとみられ、申立人が申立期間に係る付加保険料納付の申出を行っていたと推認することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者記録によると、申立人夫婦は、平成14年5月20日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人が主張する加入手続時(同年5月)に付加保険料納付の申出を行った記録は確認できず、当該申出は、25年2月18日とされており、これは、オンライン記録とも一致する。

加えて、オンライン記録によると、申立人夫婦共に平成14年6月25日に、申立期間のうち、同年5月の国民年金保険料と併せて同年6月から15年3月までの保険料を前納している記録が確認でき、この保険料額は、夫婦二人分で28万8,720円となり、申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料額と一致しているほか、申立人夫婦は、申立期間のうち、同年4月から前述の付加保険料納付の申出を行う直前の25年1月までの保険料を、口座振替によりそれぞれ毎年度前納していることが確認できる。しかし、いずれの年度においてもその保険料には、付加保険料は含まれておらず、定額保険料を口座振替により前納した額と一致していることから、申立期間当時において、申立人夫婦の付加保険料納付の申出は行われておらず、付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人の平成20年分から24年分までの確定申告書の社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料額については、いずれも定額保険料が口座振替により1年前納(20年分及び21年分は夫婦二人分の保険料額と考えられる。)された金額であることが確認でき、付加保険料を含めて口座振替により1年前納された金額とは相違している。

その上、申立人夫婦が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連 資料は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 国民年金 事案 3724

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から25年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から25年1月まで

夫は、会社を退職した平成14年5月に、A市役所で夫婦の国民年金加入手続を行い、併せて付加保険料を納付する手続を行った。まずは、付加保険料込みの国民年金保険料1か月分を納付し、残りの分も付加保険料込みで夫婦二人分(28万8,720円)を納付した。夫は、加入手続を行った際には、同市の女性職員に、付加保険料を納付する手続を行った証明が欲しい旨を伝えたが、「コンピュータに入っているから大丈夫です。」と何度も言われ、結局、証拠になる物は何ももらえなかったことを覚えている。後日、付加保険料を納付する手続をしているか不安になり、夫が同市役所に電話で数回問い合わせたところ、手続は行われていると言われたので、夫婦二人分の国民年金保険料は付加保険料込みで口座から引き落とされていると思っていたが、最近になって、夫婦共に付加保険料を納付する手続は行われていないことが分かった。

夫は、平成14年5月に付加保険料を納付する手続を行っており、行政が付加保険料を口座から引き落とすことを忘れていたので、申立期間について付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の付加保険料を納付するためには、国民年金加入手続時(平成14年5月)に「国民年金付加保険料納付申出書」を提出する必要があったところ、夫は、申立期間の国民年金加入手続後のA市の職員とのやり取りについては明確に記憶しているのに対し、同申出書を記入したかどうか及び何枚の書類を提出したかについての記憶は明確ではない。

また、A市によると、当時の資料は保存年限が経過しているため無いとして

いるものの、仮に夫が付加保険料納付の申出を行ったのであれば、通常の事務処理では、加入手続のための「住民異動届(国保・年金異動届)」及び「国民年金付加保険料納付申出書」の2種類の書類を夫婦それぞれ提出(計4枚)してもらい、これらの書類は同市の年金オンラインシステムで一緒に事務処理をしていたとしている。しかし、申立人夫婦については、これら一緒に行われるべき事務処理のうち、「住民異動届(国保・年金異動届)」のみが適切に行われ、「国民年金付加保険料納付申出書」の事務処理が欠落すること、及び夫婦のそれぞれ提出した書類の事務処理が二度にわたり欠落することは可能性が低いものとみられ、夫が申立期間に係る付加保険料納付の申出を行っていたと推認することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者記録によると、申立人夫婦は、平成14年5月20日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、夫が主張する加入手続時(同年5月)に付加保険料納付の申出を行った記録は確認できず、当該申出は、25年2月18日とされており、これは、オンライン記録とも一致する。

加えて、オンライン記録によると、申立人夫婦共に平成14年6月25日に、申立期間のうち、同年5月の国民年金保険料と併せて同年6月から15年3月までの保険料を前納している記録が確認でき、この保険料額は、夫婦二人分で28万8,720円となり、夫が納付したとする夫婦二人分の保険料額と一致しているほか、申立人夫婦は、申立期間のうち、同年4月から前述の付加保険料納付の申出を行う直前の25年1月までの保険料を、口座振替によりそれぞれ毎年度前納していることが確認できる。しかし、いずれの年度においてもその保険料には、付加保険料は含まれておらず、定額保険料を口座振替により前納した額と一致していることから、申立期間当時において、申立人夫婦の付加保険料納付の申出は行われておらず、付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人の平成22年分から24年分までの給与支払報告書の社会保険料等の金額欄に計上されている国民年金保険料額及び夫の20年分及び21年分の確定申告書の社会保険料控除欄に計上されている保険料額についても、いずれも定額保険料が口座振替により1年前納(20年分及び21年分は夫婦二人分と考えられる。)された金額であることが確認でき、付加保険料を含めて口座振替により1年前納された金額とは相違している。

その上、申立人夫婦が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連 資料は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部(岐阜)国民年金 事案 3725

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年12月までの国民年金保険料(加入手続後からは付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年12月まで

私は、短大を卒業した後、時期は定かではないが恐らく昭和 44 年か 45 年頃、父親から国民年金の加入を勧められたので、私がA市役所B支所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。その際、同支所の担当者から付加年金についての説明を受け、付加保険料の金額は数百円ぐらいだったので、その時から付加年金にも加入した。加入手続後、父親から国民年金保険料は払ってあげるからという話があったので、詳細は分からないが、父親が、私の保険料を納付してくれたと思う。結婚した 47 年 10 月頃からは、私が金融機関で保険料を納付しており、その後、保険料を口座振替で納付していた。私自身が加入手続を行っているので、申立期間の記録が無いのはおかしいし、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが恐らく昭和44年か45年頃、国民年金加入手続と同時に付加年金にも加入したとしているところ、付加年金制度については、同年10月から開始されている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月7日にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、父親及び申立人は国民年金保険料(加入手続後からは付加保険料を含む。)を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後である昭和52年1月18日に国民年金に任意加入し、併せて付加年金制度に加入する申出をしている記載が確認でき、このことは、申立人が現在所持する年金手帳の国民年金の記録欄及びオンライン記録とも符合しており、不自然な点はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から申立人が結婚する直前の 47 年 9 月頃までの国民年金保険料を納付したとする父親は既に亡くなっていることから、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明であるほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料(加入手続後からは付加保険料を含む。) が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料(加入手続後からは付加保険料を含む。)を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料(加入手続後からは付加保険料を含む。)を納付していたものと認めることはできない。

中部 (三重) 国民年金 事案 3726

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から45年6月まで

私は、時期は余り覚えていないが、ある日、自宅に来ていた国民年金保険料の集金人から、私と妻に保険料の未納期間があると言われたことを覚えている。そのため、集金人に未納期間を調べてもらい、妻がその集金人に遡ってまとめて保険料を納付した。納付した時期や金額の詳細までは覚えていないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月頃に、A市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。同市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る被保険者資格については、その加入手続時点(同年3月頃)において、一旦は38年10月1日まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われ、その後(53年11月頃)、この被保険者資格取得日を、妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失した45年7月21日に訂正する事務処理が行われたことが確認できる。これら事務処理が行われた間には、第1回、第2回及び第3回特例納付制度の実施期間(実施期間は45年7月、49年1月及び53年7月からのいずれも2年間)が含まれていることから、その期間中に、妻は申立人に係る申立期間の国民年金保険料を特例納付保険料と過年度保険料を併用して、又は特例納付保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、妻によると、夫婦の未納期間の国民年金保険料をまとめて納

付した時期は、妻自身が会社を退職した3年後(昭和48年頃)ぐらいであったと思うとしており、その前後の時期には、第1回又は第2回特例納付制度が実施されていたものの、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料が第1回又は第2回特例納付制度を利用して納付された形跡は見当たらず、妻がこれらの特例納付制度を利用して保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見いだすことができない。

また、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料は、夫婦共に第3回特例納付制度を利用して54年3月以降に順次納付されていることが確認できる。しかし、申立期間については、i)この申立期間直後の保険料の納付が開始された同年3月時点において、申立人の被保険者資格取得日は、前述のとおり、既に45年7月に訂正されているため、国民年金に未加入の期間として取り扱われていたこと、ii)妻が厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当し、任意加入対象期間については、制度上、特例納付制度を利用して保険料を納付することはできないこと、iii)同台帳及び同名簿においては、オンライン記録と同様、保険料が納付されていた形跡は見当たらないことを考え合わせると、申立期間直後の状況とは異なり、申立期間の保険料を妻が第3回特例納付制度を利用して納付したと推認することはできないほか、妻は、これら夫婦に係る申立期間直後の保険料を納付した記憶を、申立期間の保険料納付に関する記憶と混同しているとも考えられる。

さらに、妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8480 (滋賀厚生年金事案 1051、1211、1238 及び中部 (愛知) 厚生年金事案 8077 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで 昭和19年4月にA社が経営するB校(現在は、C校)D科に入学し、実 習という名目でA社E工場に25年3月(新制C校卒業)まで勤務した。

私のA社での年金記録は、資格取得が昭和22年9月1日となっているが、同じ雇用条件であった同級生が年金記録確認を申し立て、資格取得日が同年3月1日に記録訂正となったにもかかわらず、これまで4回の申立てをしたが、私の記録は訂正されないことに納得できない。

新たな資料や事情は無いが、再審議の上、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時にB校D科に在籍し、A社E工場で勤務していたことは推認できるが、i)事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について照会したところ、申立人に係る当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったこと、ii)厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿や厚生年金保険被保険者台帳索引票等の当時の複数の資料には、申立人の同社E工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されているとともに、当該資料について遡って訂正されているなどの不自然な点は見られないこと、iii)厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、同社E工場に係る記号番号の払出しが確認できる同年1月17日から、申立人のオンライン記録の資格取得日(同年9月1日)までの厚生年金保険被保険者台帳索引票を

調査しても、申立人の氏名は見当たらないこと等から、既に年金記録確認滋賀 地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年6月30日付け年金記録の 訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、「前回の申立てに対する年金記録確認滋賀地方第三者委員会の判断は、既に同委員会が年金記録の訂正が必要と判断(平成21年9月16日付けで通知)した同級生とのA社E工場への入社時期及び雇用条件の同一性は認めながら、私の厚生年金保険の資格取得日は同一と認めないとするものであり、納得がいかない。」等として、2回目の申立てを行っている。

これに対し、年金記録確認滋賀地方第三者委員会は、年金記録訂正の要否の判断は、個別の申立てごとに行うものであり、申立人の同級生が同委員会においてあっせんされたことのみを理由に判断するものではないため、再度、前回の調査結果の確認及び申立人から提出のあった資料の検証等を行ったものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかったことから、申立人の主張は同委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づく平成24年6月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、従来の主張のほか、新たな事情として、「同級生であった別の友人の厚生年金保険被保険者記録には、A社における加入期間が無く、卒業後、昭和27年に就職した別会社における記録が最初となっているのはなぜか。」として、3回目の申立てを行っている。しかし、当該友人については、A社において、申立人と同日の資格取得日である昭和22年9月1日から26年3月12日までの加入記録が確認でき、その後、別会社における加入記録が確認できる上、当該友人から申立人の主張を裏付ける証言や情報を得られなかったことから、申立人の主張は年金記録確認滋賀地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づく平成24年12月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、「新たな資料や事実は無いが、年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づきあっせんされた私と同じ学校の同級生であった友人と同様に、私の年金記録も訂正してほしい。」と主張し、4回目の申立てを行っているが、当該主張のみでは、年金記録確認滋賀地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成25年10月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料や事実は無いが、年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づきあっせんされた私と同じ学校の同級生であった友人と同様に、私の年金記録も訂正してほしい。」と再度主張し、5回目の申立てを行っているが、当該主張のみでは、年金記録確認滋賀地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな

事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認滋賀地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方 第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(富山)厚生年金 事案8481

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から29年4月まで

申立期間について、A社B工場で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場の所在地、事業主及び同社同工場で厚生年金保険被保険者記録がある同僚の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、同社同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料は保管しておらず、何も分からない。」と回答している上、申立期間に同社B工場で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に確認したが、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認ができない。

また、A社B工場の複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の 資格取得日から一定期間経過後となっていること等から、同社同工場では、入 社日から厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったこと がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(富山)厚生年金 事案8482

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から29年4月まで

申立期間について、A社B工場で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場の事業内容及び所在地を記憶していることから、期間は特定できないものの、同社同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料は保管しておらず、何も分からない。」と回答している上、申立期間に同社B工場で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に確認したが、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認ができない。

また、A社B工場の複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日から一定期間経過後となっていること等から、同社同工場では、入社日から厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。